

## コロナに負けるな！農林畜産業原油・物価高騰緊急対策交付金

### 【1】概要

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響が世界的な原油・物価高を招き生産資材等の高騰を引き起しており経営継続と産地維持を目的に緊急支援を行う。

### 【2】事業期間

令和4年度

### 【3】対象者

木城町内に住所を有（法人にあっては木城町内に本社又は事業所を設置）し、且つ申請時点で営農を継続している以下のいずれかに該当するもの。

- （1）令和4年4月1日現在、認定農業者又は認定新規就農者
- （2）助成金収入を含まない令和3年中農畜産物販売額が100万円以上の者
- （3）素材生産のある林業経営体

### 【4】交付金の対象及び交付額

令和3年1月から12月までに農林畜産物の生産に要した肥料、飼料、農薬、動力光熱費に対し、令和3年度決算額を基礎に次のとおり交付する。

対 象	費 目	交付単価	上限
農畜産経営体	動力光熱費	決算額の3%	10万円
	肥料・飼料・農薬購入費	決算額合計の3%	5万円
林業経営体	動力光熱費	決算額の3%	10万円
認定新規就農者 (新規就農者)	動力光熱費	決算額の5%	15万円
	肥料・飼料・農薬購入費	決算額合計の5%	15万円

※予算を超過した場合は、予算の範囲内での交付となるので交付額の変動あり

### 【5】申請方法

令和3年度決算書又は、令和3年中住民税申告書等一式を持参すること。

林業経営体においては素材販売額のわかるものを持参すること。

印鑑（認め可）と通帳をご持参ください。

### 【6】申請期間

令和4年7月13日（水）から令和4年8月31日（水）まで（期限厳守）

※7月13日（水）の午前中、及び7月14日（木）、15日（金）の終日、集団受付を役場別館にて行います。時間は午前9時からと午後1時から。